

## 地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の初任給、昇格、昇給等の 基準に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、独立行政法人香取おみがわ医療センターの給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第6条の規定により、職員給与表（給与規程第2条に掲げる給料表（以下「給料表」という。）のいずれかの適用を受ける者をいう。以下「職員」という。）の初任給、昇格、昇給等の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (2) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（この規程においてその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (4) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (5) 在級年数 職員が同一の職務の級において在職した年数をいう。
- (6) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。
- (7) 正規の試験 又は理事長が定める試験機関の行う競争試験（以下「試験」という。）をいう。
- (8) 上級 職員採用上級試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- (9) 中級 職員採用中級試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- (10) 初級 職員採用初級試験及びこれに相当する正規の試験をいう。

(級別資格基準表)

**第3条** 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、理事長が別に定めるものを除き、別表第1に定める級別資格基準表に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

**第4条** 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、試験欄の区分又は職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上欄の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下欄の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。

(1) 正規の試験の結果に基づいて職員となった者

(2) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が正規の試験の行われる職と同等と認められる職に採用された職員で、前号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ理事長の承認を得たもの

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第2に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の試験欄の区分又は職種欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

（経験年数の起算及び換算）

**第5条** 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第3に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

**第6条** 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して別表第4に定める修学年数調整表(以下「修学年数調整表」という。)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(特定の職員の在級年数の取扱い)

**第7条** 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

- (1) 第14条又は第15条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ理事長の承認を得て定める期間
- (2) 第22条第1項又は第23条第1項に規定する異動をした職員 部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ理事長の承認を得て定める期間

(新たに職員となった者の職務の級)

**第8条** 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

- (1) 次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ理事長の承認を得ること。
  - ア 事務職給料表の職務の級 5級、6級、7級
  - イ 医療職給料表(一)の職務の級 4級
  - ウ 医療職給料表(二)の職務の級 4級、5級、6級
  - エ 医療職給料表(三)の職務の級 4級、5級、6級
  - オ 教育職給料表の職務の級 2級及び3級
- (2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していること。

2 第14条各号のいずれかに掲げる者から職員となった者又は第15条に規定する特殊の技術、経験等を必要とする職に採用された者に前項第2号の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ理事長の承認を得たときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分

の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

(新たに職員となった者の号給)

**第9条** 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第5に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第20条第1項又は第21条第1項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第11条から第16条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

3 第1項の規定により決定された号給に基づく給料の額が、最低賃金法(昭和34年法律第137号)に基づき決定される千葉県地域別最低賃金の額を下回るときは、前各項の規定にかかわらず、地域別最低賃金の額を満たす直近上位の号給の額とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

**第10条** 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第4条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

**第11条** 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められてい

る学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とする。

- 2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

（経験年数を有する者の号給）

**第12条** 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第8条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第9条第1項の規定による号給（前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて理事長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

- (1) 第4条第2項第1号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「上級」にあつては、「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
- (2) 第4条第2項第2号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
- (3) 前各号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用い

られるその者の学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(4) 第1号又は第2号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）である者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

2 前項の規定により切り捨てられた1未満の端数については、当該端数に12を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を3で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を、前項の規定により決定された号給の号数に加えることができる。

3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、同項に規定するもののほか、第5条及び第6条の規定を準用する。

（下位の区分を適用するほうが有利な場合の号給）

**第13条** 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号給）

**第14条** 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

(1) 地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の給与に関する規程の適用を受けない法人職員

(2) 国家公務員

(3) 他の地方公共団体職員

(4) 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職して1年を経過しない者

(5) 前各号に掲げる者のほか、理事長がこれらに準ずると認める者

(特殊の職に採用する場合の号給)

**第15条** 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号給の決定について第12条又は第13条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ理事長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

(特定の職員についての号給)

**第16条** 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第8条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者について部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ理事長の承認を得て、第12条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

(昇格)

**第17条** 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

(1) 第8条第1項第1号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ理事長の承認を得ること。

(2) 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有していること。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項第2号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

3 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ理事長の承認を得たときは、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

**第18条** 職員が第4条第2項各号のいずれかに該当することとなり、又は級別資格

基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある試験欄の区分若しくは職種欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

**第19条** 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、第17条の規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

**第20条** 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第6に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 第18条の規定により職員を昇格させた場合において、前各項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前各項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前各項の規定にかかわらず、理事長の定める号給とする。

(降格の場合の級)

**第21条** 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格

させることができる。

(降格の場合の号給)

第21条の2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第6の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前各項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第22条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、第8条第1項第1号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ理事長の承認を得て、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

2 前項の場合における職員の異動後の号給は、異動後の職に従前から在職していたものとみなし、他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して決定するものとする。

(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第23条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、第8条第1項第1号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ理事長の承認を得て、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 前項の場合における職員の異動後の号給は、前条第2項の規定に準じて決定するものとする。

(昇給)

**第24条** 職員(指定職給料の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、毎年4月1日(以下「昇給日」という。)に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として第26条の規定に従い、決定する。

3 55歳(労務職給料表の適用を受ける職員にあっては、58歳)に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限りを行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 業務上の負傷又は疾病その他規程で定める理由により勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、この規程の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(勤務成績の証明)

**第25条** 前条の規定による昇給は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(復職時等における号給の調整)

**第26条** 休職にされた職員が職務に復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職の期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を別表第7に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調

整することができる。

- 2 出向を命じられていた職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て定める基準に従いその者の号給を調整することができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者のうち、この規定の施行日前に地方公務員法その他関係法令、香取市病院事業企業職員就業規程、その他関係規程により発令、承認、許可等を受けていた場合の当該発令、承認、許可等については、その効力を引き継ぐ。この場合において、期間は通算する。

#### 附 則 (令和5年3月27日独香管第9号)

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

### 別表第1 (第3条)

#### 級別資格基準表

#### ア 事務職給料表

試験		学歴免許等	職務の級			
			1級	2級	3級	4級
正規の試験	上級	大学卒		1	4	8
	中級	短大卒		1	5	13
			0	3	8	16
初級	高校卒			5	5	8
		0	5	10	18	
その他		高校卒		6	5	8
			0	6	11	19

イ 労務職給料表

職種	学歴免許等	職務の級	
		1 級	2 級
看護補助員 用務員	高校卒		7
		0	7
助手 ボイラー技士	中学卒		10
		0	10

ウ 医療給料表（一）

職種	学歴免許等	職務の級		
		1 級	2 級	3 級
医師	大学6卒		4	4
歯科医師		0	4	8

エ 医療職給料表（二）

職種	学歴免許等	職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
薬剤師、診療放射線 技師、臨床検査技 師、理学療法士、作 業療法士、あん摩マ ッサージ指圧師、臨 床工学技士、管理栄 養士、栄養士、視能 訓練士、歯科衛生 士、社会福祉士	大学卒			11	
				11	16
師、理学療法士、作 業療法士、あん摩マ ッサージ指圧師、臨 床工学技士、管理栄 養士、栄養士、視能 訓練士、歯科衛生 士、社会福祉士	短大3卒		1	11	5
		0	1	12	17
師、理学療法士、作 業療法士、あん摩マ ッサージ指圧師、臨 床工学技士、管理栄 養士、栄養士、視能 訓練士、歯科衛生 士、社会福祉士	短大卒		3	11	5
		0	3	14	19
師、理学療法士、作 業療法士、あん摩マ ッサージ指圧師、臨 床工学技士、管理栄 養士、栄養士、視能 訓練士、歯科衛生 士、社会福祉士	高校専攻科 卒		4	12	5
		0	4	16	21
師、理学療法士、作 業療法士、あん摩マ ッサージ指圧師、臨 床工学技士、管理栄 養士、栄養士、視能 訓練士、歯科衛生 士、社会福祉士	高校卒		5	13	5
		0	5	18	23

備考 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、視能訓練士、歯科衛生士及び社会福祉士にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許又は資格を取得した時以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

オ 医療職給料表（三）

職種	学歴免許等	職務の級
----	-------	------

		1 級	2 級	3 級	4 級
看護師、助産師	大学卒		0	11	5
	短大3卒		0	12	5
	短大卒		0	14	5
准看護師	准看護師養成所卒	0	14		

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時（助産師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

カ 教育職給料表

職種	学歴免許等	職務の級	
		1 級	2 級
教員	大学卒	0	20
	短大3卒	0	21
	短大卒	0	23

別表第2（第4条第3項）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準 学歴	学歴	

1 大 学 卒	1 博士課程終了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	2 修士課程終了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	3 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法に基づく専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	4 大学6卒	(1) 学校教育法に基づく大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修学年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	5 大学専攻科卒	(1) 学校教育法に基づく4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	6 大学4卒	(1) 学校教育法に基づく4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修学年限4年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
2 短 大 卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法に基づく3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法に基づく2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法に基づく高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	2 短大2卒	(1) 学校教育法に基づく2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法に基づく高等専門学校の卒業

		(3) 学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	3短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
3 高 校 卒	1 高校専攻科卒	(1) 学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	2 高校3卒	(1) 学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	3 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法に基づく准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
4 中 学 卒	中学卒	(1) 学校教育法に基づく中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の終了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には、学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）による改正前の学校教育法による盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校を、「准看護師学校」には、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

### 別表第3（第5条第2項）

経験年数換算表

経歴の種類	職員と職務との関係	換算率
国家公務員、地方公務員 又は旧公共企業体、政府 関係機関若しくは外国政 府の職員としての在職期 間	職員の職務とその種類が 類似する職務に従事した 期間	100分の100以下
	その他の期間	100分の80以下（部内の他 の職員との均衡を著しく失 う場合は、100分の100以 下）
民間における企業体、団 体等の職員としての在職 期間	職員としての職務にその 経験が直接役立つと認め られる職務に従事した期 間	100分の100以下
	その他の期間	100分の80以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間 （正規の修学年数内の期間に限る。）		100分の100以下
その他の期間	教育、医療に関する職務 等特殊の知識、技術又は 経験を必要とする職務に 従事した期間で、その職 務についての経験が職員 としての職務に直接役立つ と認められるもの	100分の100以下
	技能、労務等の職務に従 事した期間で、その職務 についての経験が職員と しての職務に役立つと認 められるもの	100分の50以下（部内の他 の職員との均衡を著しく失 う場合は、100分の80以 下）
	その他の期間	100分の25以下（部内の他 の職員との均衡を著しく失 う場合は、100分の50以 下）

#### 備考

- 1 経歴の種類のカラムの「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用について

は、同区分に対応する換算率欄の率を100分の80以下（部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、100分の100以下）とする。

- 2 経歴の種類欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で管理者が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を管理者が別に定める。

#### 別表第4（第6条）

##### 修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

##### 備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。こ

の場合において、「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。

- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対応する調整年数とする。  
この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について管理者が別段の定めをした職員については、管理者が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

## 別表第5（第9条第1項）

### 初任給基準表

#### ア 事務職給料表

職種	試験		学歴免許等	初任給
一般	正規の試験	上級		1級29号給
		中級		1級19号給
		初級		1級9号給
	その他		高校卒	1級5号給

#### イ 労務職給料表

職種	学歴免許等	初任給
看護補助員	高校卒	1級13号給

用務員		
助手		
ボイラー技士		

ウ 医療職給料表（一）

職種	学歴免許等	初任給
医師 歯科医師	大学6卒	1級35号給

エ 医療職給料表（二）

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、視能訓練士、歯科衛生士、社会福祉士	大学卒	2級9号給
	短大3卒	1級25号給
	短大卒	1級17号給
その他	高校専攻科卒	1級13号給
	高校卒	1級9号給

備考 別表第1級別資格基準表ウの医療職給料表（二）の備考に規定する職員に第12条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の備考の規定を準用する。

オ 医療職給料表（三）

職種	学歴免許等	初任給
助産師、看護師	大学卒	2級17号給
	短大3卒	2級13号給
	短大卒	2級9号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級9号給

備考

- この表の「准看護師養成所卒」については、別表第1級別資格基準表エの医療職給料表（三）の備考第1項に定めるところによる。
- この表の適用を受ける職員に第12条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第1級別資格基準表エの医療職給料表（三）の備考第2項の規定を準用する。

3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した助産師又は看護師になったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級21号給、「短大卒」にあつては2級17号給とする。

カ 教育職給料表初任給基準

職種	学歴免許等	初任給
教員	大学卒	1級22号給
	短大3卒	1級18号給
	短大卒	1級14号給

別表第6（第20条第1項）

昇格時号給対応表

ア 事務職給料表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	1	1	10	10	6
19	1	1	1	11	11	7

20	1	1	1	12	12	8
21	1	1	1	13	13	9
22	1	2	2	14	14	10
23	1	3	3	15	15	11
24	1	4	4	16	16	12
25	1	5	5	17	17	13
26	2	6	6	18	18	14
27	3	7	7	19	19	15
28	4	8	8	20	20	16
29	5	9	9	21	21	17
30	6	10	10	22	22	18
31	7	11	11	23	23	19
32	8	12	12	24	24	20
33	9	13	13	25	25	21
34	10	14	14	26	26	21
35	11	15	15	27	27	22
36	12	16	16	28	28	22
37	13	17	17	29	29	23
38	14	18	18	30	30	23
39	15	19	19	31	31	24
40	16	20	20	32	32	24
41	17	21	21	33	33	25
42	18	22	22	34	34	25
43	19	23	23	35	35	26
44	20	24	24	36	36	26
45	21	25	25	37	37	27
46	22	26	26	38	38	27
47	23	27	27	39	39	28
48	24	28	28	40	40	28
49	25	29	29	41	41	29
50	26	30	30	42	41	29
51	27	31	31	43	42	29
52	28	32	32	44	42	29
53	29	33	33	45	43	30
54	30	34	34	46	43	30
55	31	35	35	47	44	30
56	32	36	36	48	44	30

57	33	37	37	49	45	31
58	33	38	38	50	45	31
59	34	39	39	51	46	31
60	34	40	40	52	46	31
61	35	41	41	53	47	31
62	35	42	42	54	47	31
63	36	43	43	55	48	31
64	36	44	44	56	48	31
65	37	45	45	57	49	31
66	37	45	45	58	49	31
67	38	46	45	59	50	31
68	38	46	46	60	50	32
69	39	47	46	61	50	32
70	39	47	46	62	50	32
71	40	48	47	63	50	32
72	40	48	47	64	50	32
73	41	49	47	65	50	32
74		49	48	66	50	32
75		50	48	67	50	32
76		50	48	68	50	32
77		51	49	68	51	32
78		51	49	68	51	32
79		52	49	68	51	32
80		52	50	68	51	32
81		53	50	69	51	33
82		53	50	69	51	33
83		53	51	69	51	34
84		53	51	69	51	34
85		54	51	69	51	35
86			52	70	51	35
87			52	70	51	36
88			52	70	51	36
89			53	71	52	37
90			53	72	52	37
91			53	73	52	38
92			53	74	52	38
93			54	75	53	39

94			54	76	54	40
95			54	77	55	41
96			54	78	56	42
97			55	79	57	43
98			55	80	58	44
99			55	81	59	45
100			55	82	60	46
101			55	83	61	47
102			56	84	62	
103			56	85	63	
104			56	86	64	
105			56	87	65	
106			56	88	66	
107			57	89	67	
108			57	90	68	
109			57	91	69	
110			57	92	70	
111			57	93	71	
112			58	94	72	
113			58	95	73	
114			58			
115			58			
116			58			
117			59			

イ 労務職給料表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1

10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	2
19	1	3
20	1	4
21	1	5
22	1	6
23	1	7
24	1	8
25	1	9
26	1	10
27	1	11
28	1	12
29	1	13
30	2	14
31	3	15
32	4	16
33	5	17
34	6	18
35	7	19
36	8	20
37	9	21
38	10	22
39	11	23
40	12	24
41	13	25
42	14	26
43	15	27
44	16	28
45	17	29
46	18	30

47	19	31
48	20	32
49	21	33
50	22	34
51	23	35
52	24	36
53	25	37
54	26	38
55	27	39
56	28	40
57	29	41
58	30	42
59	31	43
60	32	44
61	33	45
62	34	46
63	35	47
64	36	48
65	37	49
66	37	50
67	38	51
68	38	52
69	39	53
70	39	53
71	40	54
72	40	54
73	41	55
74	41	55
75	42	56
76	42	56
77	43	57
78	43	57
79	44	58
80	44	58
81	45	59
82	45	59
83	45	60

84	46	60
85	46	61
86	46	61
87	47	61
88	47	61
89	47	62
90	48	62
91	48	62
92	48	62
93	49	63
94	49	63
95	50	63
96	50	63
97	51	64
98		64
99		64
100		64
101		65
102		65
103		65
104		65
105		65
106		66
107		66
108		66
109		66
110		66
111		67
112		67
113		67
114		67
115		67
116		68
117		68
118		68
119		68
120		68

121		69
122		69
123		69
124		69
125		70
126		70
127		70
128		70
129		71
130		71
131		71
132		71
133		72
134		72
135		72
136		72
137		73
138		73
139		73
140		73
141		74
142		74
143		74
144		74
145		75
146		75
147		75
148		75
149		76
150		76
151		76
152		76
153		77
154		77
155		77
156		77
157		78

ウ 医療職給料表（一）

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	特級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	2	1	1
19	1	3	1	1
20	1	4	1	1
21	1	5	1	1
22	2	6	1	1
23	3	7	1	1
24	4	8	1	1
25	5	9	1	1
26	6	10	2	1
27	7	11	3	1
28	8	12	4	1
29	9	13	5	1
30	10	14	6	1
31	11	15	7	1
32	12	16	8	1
33	13	17	9	1

34	14	18	10	1
35	15	19	11	1
36	16	20	12	1
37	17	21	13	1
38	18	22	14	1
39	19	23	15	1
40	20	24	16	1
41	21	25	17	1
42	22	26	18	1
43	23	27	19	1
44	24	28	20	1
45	25	29	21	1
46	26	30	22	2
47	27	31	23	3
48	28	32	24	4
49	28	33	25	5
50	28	34	26	6
51	28	35	27	7
52	29	36	28	8
53	29	37	29	9
54	29	37	30	10
55	29	38	31	11
56	30	38	32	12
57	30	39	33	13
58	30	39	34	14
59	30	40	35	15
60	31	40	36	16
61	31	41	37	17
62	31	41	37	18
63	31	42	38	19
64	32	42	38	20
65	32	43	39	21
66		43	39	22
67		44	40	23
68		44	40	24
69		45	41	25
70		45	41	26

71		45	42	27
72		46	42	28
73		46	42	29
74		46	42	30
75		47	43	31
76		47	43	32
77		47	43	33
78		48	43	34
79		48	44	35
80		48	44	36
81		48	44	37
82		48	44	37
83		49	45	38
84		49	45	38
85		49	45	39
86		49	45	39
87		49	46	40
88		50	46	40
89		50	47	41
90		50	47	41
91		50	48	42
92		50	48	42
93		51	49	43
94		51	50	43
95		51	51	44
96		51	52	44
97		51	53	45
98				46
99				47
100				48
101				49
102				49
103				50
104				50
105				51
106				52
107				53

108				54
109				55
110				56
111				57
112				58
113				59
114				59
115				60
116				60
117				61
118				62
119				63
120				64
121				65
122				66
123				67
124				68
125				69
126				70
127				71
128				72
129				73

エ 医療職給料表（二）

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格時の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1

12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	1	2	6	2	2
19	1	3	7	3	3
20	1	4	8	4	4
21	1	5	9	5	5
22	2	6	10	6	6
23	3	7	11	7	7
24	4	8	12	8	8
25	5	9	13	9	9
26	6	10	14	10	10
27	7	11	15	11	11
28	8	12	16	12	12
29	9	13	17	13	13
30	10	14	18	14	14
31	11	15	19	15	15
32	12	16	20	16	16
33	13	17	21	17	17
34	14	18	22	18	18
35	15	19	23	19	19
36	16	20	24	20	20
37	17	21	25	21	21
38	18	22	26	22	22
39	19	23	27	23	23
40	20	24	28	24	24
41	21	25	29	25	25
42	22	26	30	26	26
43	23	27	31	27	27
44	24	28	32	28	28
45	25	29	33	29	29
46	26	30	34	30	30
47	27	31	35	31	31
48	28	32	36	32	32

49	29	33	37	33	33
50	29	34	38	33	33
51	30	35	39	34	34
52	30	36	40	34	34
53	31	37	41	35	35
54	31	38	42	35	35
55	32	39	43	36	36
56	32	40	44	36	36
57	33	41	45	37	37
58	33	42	46	38	37
59	34	43	47	39	37
60	34	44	48	40	38
61	35	45	49	41	38
62	35	46	50	41	38
63	36	47	51	41	39
64	36	48	52	42	39
65	37	49	53	42	39
66	37	50	54	42	40
67	38	51	55	43	40
68	38	52	56	43	40
69	39	53	57	43	40
70	39	53	58	44	41
71	40	54	59	44	41
72	40	54	60	44	41
73	41	55	61	45	41
74	41	55	61	45	42
75	42	56	62	45	42
76	42	56	62	45	42
77	43	57	63	46	42
78	43	57	63	46	43
79	44	58	64	46	43
80	44	58	64	46	43
81	45	59	65	47	43
82	45	59	65	47	44
83	46	60	66	47	44
84	46	60	66	47	44
85	47	61	67	48	44

86		61	67	48	45
87		61	68	48	45
88		61	68	48	46
89		61	69	48	46
90		61	70	48	46
91		61	71	49	47
92		62	72	49	47
93		62	73	49	47
94		62	73	49	48
95		62	74	49	48
96		62	74	49	48
97		62	74	50	49
98		62	74	50	49
99		63	74	50	49
100		63	74	50	50
101		63	74	50	50
102		63	74	50	50
103		63	74	50	51
104		63	74	51	51
105		63	74	51	51
106			74	51	52
107			74	51	52
108			74	51	52
109			74	51	52
110			74	51	52
111			74	52	
112			74	52	
113			74	52	
114				52	
115				52	
116				52	
117				52	
118				53	
119				53	
120				53	
121				53	

オ 医療職給料表（三）

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格時の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14

35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40

72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	41
77	61	53	65	57	41
78	62	54	66	58	41
79	63	55	67	59	42
80	64	56	68	60	42
81	65	57	69	61	42
82	65	58	70	61	42
83	66	59	71	62	42
84	66	60	72	62	42
85	67	61	73	63	43
86	67	62	74	63	43
87	68	63	75	64	43
88	68	64	76	64	43
89	69	65	77	65	43
90	70	66	78	65	43
91	71	67	79	66	44
92	72	68	80	66	44
93	73	69	81	67	44
94	73	70	82	67	44
95	74	71	83	68	44
96	74	72	84	68	44
97	75	73	85	68	44
98	75	74	85	68	
99	76	75	86	69	
100	76	76	86	69	
101	77	77	87	69	
102	77	78	87	69	
103	78	79	88	70	
104	78	80	88	70	
105	79	81	89	70	
106	79	81	90	70	
107	80	81	91	71	
108	80	82	92	71	

109	81	82	92	71	
110	81	82	92	71	
111	81	83	93	72	
112	81	83	93	72	
113	82	83	93	73	
114	82	84	94		
115	82	84	94		
116	82	84	94		
117	83	85	95		
118	83	85			
119	83	85			
120	83	85			
121	84	86			
122	84	86			
123	84	86			
124	84	86			
125	85	87			
126	85	87			
127	85	87			
128	86	87			
129	86	88			
130	86	88			
131	87	88			
132	87	88			
133	87	89			
134	88	89			
135	88	89			
136	88	90			
137	89	90			
138	89	90			
139	89	90			
140	89	90			
141	90	91			
142	90	91			
143	90	91			
144	90	91			
145	91	91			

146	91				
147	91				
148	91				
149	92				
150	92				
151	92				
152	92				
153	93				
154	93				
155	94				
156	94				
157	95				

カ 教育職給料表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格時の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	2	1
11	3	1
12	4	1
13	5	1
14	6	1
15	7	1
16	8	1
17	9	1
18	10	1
19	11	1
20	12	1
21	13	1

22	14	1
23	15	1
24	16	1
25	17	1
26	18	1
27	19	1
28	20	1
29	21	1
30	22	1
31	23	1
32	24	1
33	25	1
34	26	1
35	27	1
36	28	1
37	29	1
38	30	2
39	31	3
40	32	4
41	33	5
42	34	6
43	35	7
44	36	8
45	37	9
46	38	10
47	39	11
48	40	12
49	41	13
50	41	14
51	42	15
52	42	16
53	43	17
54	43	18
55	44	19
56	44	20
57	45	21
58	46	22
59	47	23

60	48	24
61	49	25
62	49	26
63	50	27
64	50	28
65	51	29
66	51	30
67	52	31
68	52	32
69	53	33
70	53	34
71	54	35
72	54	36
73	55	37
74	55	38
75	56	39
76	56	40
77	57	41
78	57	42
79	58	43
80	58	44
81	59	45
82	59	46
83	60	47
84	60	48
85	61	49
86	61	50
87	62	51
88	62	52
89	63	53
90	63	54
91	64	55
92	64	56
93	65	57
94	65	58
95	65	59
96	66	60
97	66	61

98	66	62
99	67	63
100	67	64
101	67	65
102	68	66
103	68	67
104	68	68
105	69	69
106	69	70
107	69	71
108	69	72
109	69	73
110	69	74
111	69	75
112	69	76
113	69	77
114	70	77
115	70	78
116	70	78
117	70	79
118	70	79
119	70	80
120	70	80
121	70	81
122	70	82
123	71	83
124	71	84
125	71	85
126	71	86
127	71	87
128	71	88
129	71	89
130	71	89
131	71	90
132	72	90
133	72	90
134	72	90
135	72	91

136	72	91
137	72	91
138	72	91
139	72	92
140	72	92
141	73	92
142	73	92
143	73	93
144	73	93
145	73	93
146	73	93
147	74	94
148	74	94
149	74	94
150	74	94
151	74	95
152	74	95
153	75	95
154	75	96
155	75	96
156	75	96
157	75	97
158	75	97
159	76	98
160	76	98
161	76	99

**別表第6の2**（第21条第1項）

降格時号給対応表

ア 事務職給料表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格時の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	25	21	21	9	9	13
2	26	22	22	10	10	14
3	27	23	23	11	11	15
4	28	24	24	12	12	16
5	29	25	25	13	13	17

6	30	26	26	14	14	18
7	31	27	27	15	15	19
8	32	28	28	16	16	20
9	33	29	29	17	17	21
10	34	30	30	18	18	22
11	35	31	31	19	19	23
12	36	32	32	20	20	24
13	37	33	33	21	21	25
14	38	34	34	22	22	26
15	39	35	35	23	23	27
16	40	36	36	24	24	28
17	41	37	37	25	25	29
18	42	38	38	26	26	30
19	43	39	39	27	27	31
20	44	40	40	28	28	32
21	45	41	41	29	29	34
22	46	42	42	30	30	36
23	47	43	43	31	31	38
24	48	44	44	32	32	40
25	49	45	45	33	33	42
26	50	46	46	34	34	44
27	51	47	47	35	35	46
28	52	48	48	36	36	48
29	53	49	49	37	37	52
30	54	50	50	38	38	56
31	55	51	51	39	39	67
32	56	52	52	40	40	80
33	58	53	53	41	41	82
34	60	54	54	42	42	84
35	62	55	55	43	43	86
36	64	56	56	44	44	88
37	66	57	57	45	45	90
38	68	58	58	46	46	92
39	70	59	59	47	47	93
40	72	60	60	48	48	94
41	74	61	61	49	50	95

42	76	62	62	50	52	96
43	77	63	63	51	54	97
44	77	64	64	52	56	98
45	77	66	67	53	58	99
46	77	68	70	54	60	100
47	77	70	73	55	62	101
48	77	72	76	56	64	101
49	77	74	79	57	66	101
50	77	76	82	58	76	101
51	77	78	85	59	88	101
52	77	80	88	60	92	101
53	77	84	92	61	93	101
54	77	85	96	62	94	101
55	77	85	101	63	95	101
56	77	85	106	64	96	101
57	77	85	111	65	97	101
58	77	85	116	66	98	101
59	77	85	117	67	99	101
60	77	85	117	68	100	101
61	77	85	117	69	101	101
62	77	85	117	70	102	101
63	77	85	117	71	103	101
64	77	85	117	72	104	101
65	77	85	117	73	105	101
66	77	85	117	74	106	101
67	77	85	117	75	107	101
68	77	85	117	80	108	101
69	77	85	117	85	109	101
70	77	85	117	88	110	101
71	77	85	117	89	111	101
72	77	85	117	90	112	101
73	77	85	117	91	113	101
74	77	85	117	92	113	101
75	77	85	117	93	113	101
76	77	85	117	94	113	101
77	77	85	117	95	113	101

78	77	85	117	96	113	101
79	77	85	117	97	113	101
80	77	85	117	98	113	101
81	77	85	117	99	113	101
82	77	85	117	100	113	
83	77	85	117	101	113	
84	77	85	117	102	113	
85	77	85	117	103	113	
86		85	117	104	113	
87		85	117	105	113	
88		85	117	106	113	
89		85	117	107	113	
90		85	117	108	113	
91		85	117	109	113	
92		85	117	110	113	
93		85	117	111	113	
94		85	117	112	113	
95		85	117	113	113	
96		85	117	113	113	
97		85	117	113	113	
98		85	117	113	113	
99		85	117	113	113	
100		85	117	113	113	
101		85	117	113	113	
102		85	117	113		
103		85	117	113		
104		85	117	113		
105		85	117	113		
106		85	117	113		
107		85	117	113		
108		85	117	113		
109		85	117	113		
110		85	117	113		
111		85	117	113		
112		85	117	113		
113		85	117	113		

114		85				
115		85				
116		85				
117		85				

イ 労務職

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格時の号給	
	1 級	2 級
1	29	17
2	30	18
3	31	19
4	32	20
5	33	21
6	34	22
7	35	23
8	36	24
9	37	25
10	38	26
11	39	27
12	40	28
13	41	29
14	42	30
15	43	31
16	44	32
17	45	33
18	46	34
19	47	35
20	48	36
21	49	37
22	50	38
23	51	39
24	52	40
25	53	41
26	54	42
27	55	43

28	56	44
29	57	45
30	58	46
31	59	47
32	60	48
33	61	49
34	62	50
35	63	51
36	64	52
37	66	53
38	68	54
39	70	55
40	72	56
41	74	57
42	76	58
43	78	59
44	80	60
45	83	61
46	86	62
47	89	63
48	92	64
49	94	65
50	96	66
51	97	67
52	97	68
53	97	70
54	97	72
55	97	74
56	97	76
57	97	78
58	97	80
59	97	82
60	97	84
61	97	88
62	97	92
63	97	96

64	97	100
65	97	105
66	97	110
67	97	113
68	97	113
69	97	113
70	97	113
71	97	113
72	97	113
73	97	113
74	97	113
75	97	113
76	97	113
77	97	113
78	97	113
79	97	113
80	97	113
81	97	113
82	97	113
83	97	113
84	97	113
85	97	113
86	97	113
87	97	113
88	97	113
89	97	113
90	97	113
91	97	113
92	97	113
93	97	113
94	97	113
95	97	113
96	97	113
97	97	113
98	97	113
99	97	113

100	97	113
101	97	113
102	97	113
103	97	113
104	97	113
105	97	113
106	97	
107	97	
108	97	
109	97	
110	97	
111	97	
112	97	
113	97	
114	97	
115	97	
116	97	
117	97	
118	97	
119	97	
120	97	
121	97	

ウ 医療職給料表（二）

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	21	17	13	17	17
2	22	18	14	18	18
3	23	19	15	19	19
4	24	20	16	20	20
5	25	21	17	21	21
6	26	22	18	22	22
7	27	23	19	23	23
8	28	24	20	24	24
9	29	25	21	25	25

10	30	26	22	26	26
11	31	27	23	27	27
12	32	28	24	28	28
13	33	29	25	29	29
14	34	30	26	30	30
15	35	31	27	31	31
16	36	32	28	32	32
17	37	33	29	33	33
18	38	34	30	34	34
19	39	35	31	35	35
20	40	36	32	36	36
21	41	37	33	37	37
22	42	38	34	38	38
23	43	39	35	39	39
24	44	40	36	40	40
25	45	41	37	41	41
26	46	42	38	42	42
27	47	43	39	43	43
28	48	44	40	44	44
29	50	45	41	45	45
30	52	46	42	46	46
31	54	47	43	47	47
32	56	48	44	48	48
33	58	49	45	50	50
34	60	50	46	52	52
35	62	51	47	54	54
36	64	52	48	56	56
37	65	53	49	57	59
38	66	54	50	58	62
39	67	55	51	59	65
40	68	56	52	60	69
41	71	57	53	63	73
42	74	58	54	66	77
43	77	59	55	69	81
44	80	60	56	72	85
45	82	61	57	76	85
46	84	62	58	80	85
47	85	63	59	84	85

48	85	64	60	90	85
49	85	65	61	96	85
50	85	66	62	97	85
51	85	67	63	97	85
52	85	68	64	97	85
53	85	70	65	97	85
54	85	72	66	97	85
55	85	74	67	97	85
56	85	76	68	97	85
57	85	78	69	97	85
58	85	80	70	97	85
59	85	82	71	97	85
60	85	84	72	97	85
61	85	91	74	97	85
62	85	98	76	97	85
63	85	105	78	97	85
64	85	105	80	97	85
65	85	105	82	97	85
66	85	105	84	97	85
67	85	105	86	97	85
68	85	105	88	97	85
69	85	105	89	97	85
70	85	105	90	97	85
71	85	105	91	97	85
72	85	105	92	97	85
73	85	105	94	97	85
74	85	105	113	97	
75	85	105	113	97	
76	85	105	113	97	
77	85	105	113	97	
78	85	105	113	97	
79	85	105	113	97	
80	85	105	113	97	
81	85	105	113	97	
82	85	105	113	97	
83	85	105	113	97	
84	85	105	113	97	
85	85	105	113	97	

86	85	105	113		
87	85	105	113		
88	85	105	113		
89	85	105	113		
90	85	105	113		
91	85	105	113		
92	85	105	113		
93	85	105	113		
94	85	105	113		
95	85	105	113		
96	85	105	113		
97	85	105	113		
98	85	105			
99	85	105			
100	85	105			
101	85	105			
102	85	105			
103	85	105			
104	85	105			
105	85	105			
106		105			
107		105			
108		105			
109		105			
110		105			
111		105			
112		105			
113		105			

エ 医療職給料表(三)

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	17	25	13	17	21
2	17	26	14	18	22
3	17	27	15	19	23
4	18	28	16	20	24

5	19	29	17	21	25
6	20	30	18	22	26
7	21	31	19	23	27
8	22	32	20	24	28
9	23	33	21	25	29
10	24	34	22	26	30
11	26	35	23	27	31
12	27	36	24	28	32
13	28	37	25	29	33
14	29	38	26	30	34
15	31	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	57	65	53	57	78
42	58	66	54	58	84

43	59	67	55	59	90
44	60	68	56	60	93
45	61	69	57	61	93
46	62	70	58	62	93
47	63	71	59	63	93
48	64	72	60	64	93
49	65	73	61	65	93
50	66	74	62	66	93
51	67	75	63	67	93
52	68	76	64	68	93
53	69	77	65	70	93
54	70	78	66	72	93
55	71	79	67	74	93
56	72	80	68	76	93
57	73	81	69	77	93
58	74	82	70	78	93
59	75	83	71	79	93
60	76	84	72	80	93
61	77	85	73	82	93
62	78	86	74	84	93
63	79	87	75	86	93
64	80	88	76	88	93
65	82	89	77	90	93
66	84	90	78	92	93
67	86	91	79	94	93
68	88	92	80	98	93
69	89	93	81	102	93
70	90	94	82	106	93
71	91	95	83	110	93
72	92	96	84	112	93
73	94	97	85	113	93
74	96	98	86	113	93
75	98	99	87	113	93
76	100	100	88	113	93
77	102	101	89	113	93
78	104	102	90	113	93
79	106	103	91	113	93
80	108	104	92	113	93

81	112	107	93	113	93
82	116	110	94	113	
83	120	113	95	113	
84	124	116	96	113	
85	127	120	98	113	
86	130	124	100	113	
87	133	128	102	113	
88	136	132	104	113	
89	140	135	105	113	
90	144	140	106	113	
91	148	145	107	113	
92	152	145	110	113	
93	154	145	113	113	
94	156	145	116		
95	157	145	117		
96	157	145	117		
97	157	145	117		
98	157	145	117		
99	157	145	117		
100	157	145	117		
101	157	145	117		
102	157	145	117		
103	157	145	117		
104	157	145	117		
105	157	145	117		
106	157	145	117		
107	157	145	117		
108	157	145	117		
109	157	145	117		
110	157	145	117		
111	157	145	117		
112	157	145	117		
113	157	145	117		
114	157	145			
115	157	145			
116	157	145			
117	157	145			
118	157				

119	157				
120	157				
121	157				
122	157				
123	157				
124	157				
125	157				
126	157				
127	157				
128	157				
129	157				
130	157				
131	157				
132	157				
133	157				
134	157				
135	157				
136	157				
137	157				
138	157				
139	157				
140	157				
141	157				
142	157				
143	157				
144	157				
145	157				

オ 教育職給料表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給	
	1 級	2 級
1	9	37
2	9	38
3	9	39
4	10	40
5	11	41
6	12	42

7	13	43
8	14	44
9	15	45
10	16	46
11	17	47
12	18	48
13	19	49
14	20	50
15	21	51
16	22	52
17	23	53
18	25	54
19	26	55
20	27	56
21	28	57
22	29	58
23	30	59
24	31	60
25	32	61
26	33	62
27	34	63
28	36	64
29	37	65
30	38	66
31	39	67
32	40	68
33	41	69
34	42	70
35	43	71
36	44	72
37	45	73
38	46	74
39	47	75
40	48	76
41	50	77
42	52	78
43	54	79
44	56	80

45	57	81
46	58	82
47	59	83
48	60	84
49	62	85
50	64	86
51	66	87
52	68	88
53	70	89
54	72	90
55	74	91
56	76	92
57	78	93
58	80	94
59	82	95
60	84	96
61	86	97
62	88	98
63	90	99
64	92	100
65	95	101
66	98	102
67	101	103
68	104	104
69	113	105
70	122	106
71	131	107
72	140	108
73	146	109
74	152	110
75	158	111
76	161	112
77	161	114
78	161	116
79	161	118
80	161	120
81	161	121
82	161	122

83	161	123
84	161	124
85	161	125
86	161	126
87	161	127
88	161	128
89	161	130
90	161	134
91	161	138
92	161	142
93	161	146
94	161	150
95	161	153
96	161	156
97	161	158
98	161	160
99	161	161
100	161	161
101	161	161
102	161	161
103	161	161
104	161	161
105	161	161
106	161	161
107	161	161
108	161	161
109	161	161
110	161	
111	161	
112	161	
113	161	
114	161	
115	161	
116	161	
117	161	
118	161	
119	161	
120	161	

121	161	
122	161	
123	161	
124	161	
125	161	
126	161	
127	161	
128	161	
129	161	
130	161	
131	161	
132	161	
133	161	
134	161	
135	161	
136	161	
137	161	
138	161	
139	161	
140	161	
141	161	
142	161	
143	161	
144	161	
145	161	
146	161	
147	161	
148	161	
149	161	
150	161	
151	161	
152	161	
153	161	
154	161	
155	161	
156	161	
157	161	
158	161	

159	161	
160	161	
161	161	

## 別表第7（第27条第1項）

### 休職期間等換算表

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間に規定する介護休暇の期間	3分の3以下
専従休職の有効期間	3分の2以下
地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による負傷又は疾病に係るものを除く。）の期間	3分の1以下（結核性疾患によるものである場合にあっては、2分の1以下）
地方公務員法第28条第2項の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3分の3以下
派遣職員の派遣の期間	

備考 派遣職員に関するこの表の適用については、派遣職員の派遣先の業務（公益的法人等の香取市職員の派遣等に関する条例第5条第1号に規定する派遣職員の当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。